

## 指定運用方針【道路の沿道】 手続き及び提出書類

### 1 事前協議申請書類及び申出書類の作成等

- (1) 区域指定を申し出る者は、「春日部市開発事業の手続き及び基準に関する条例第50条第1項第1号」に係る指定運用方針【道路の沿道】(以下、「運用方針」という。)に基づく区域指定に関して、下記の事前協議申請書類を正本・副本各1部、審査用13部の計15部作成し、開発調整課に提出します。

#### 【事前協議申請書類】

- |  |    |
|--|----|
| (1) 事前協議申請書 (様式第1号)                        | 1部 |
| (2) 区域指定計画書 (別紙3【土地の利用に関する計画】により作成)        | 1部 |
| (3) 指定予定区域を記載した案内図                         | 1部 |
| (4) 指定予定区域を記載した図面 15,000分の1 (都市計画図)        | 1部 |
| (5) 指定予定区域を記載した図面 2,500分の1 (部分図) 用途地域      | 1部 |
| (6) 開発行為を行う土地利用計画図 500分の1以上                | 1部 |
| (7) 上記(4)の図面に運用方針1-(2)【区域指定に含まない区域】を記載したもの | 1部 |
| (8) 公図 (写し)                                | 1部 |
| (9) 土地の全部事項証明書 (写し)                        | 1部 |
| (10) その他市長が必要と認めるもの                        |    |

- (2) 開発調整課は、事前協議申請書類について、「春日部市開発事業の手続き及び基準に関する条例第50条第1項第1号」に係る指定運用方針【道路の沿道】に基づき、記載内容が12号区域指定基準に適合していること、別紙1【区域指定に含まない区域】が含まれていないこと、及び、別紙2【区域指定に際し調整が必要な区域】の関係機関と調整が整っていることを確認し、事前協議回答書(様式2号)を交付します。

## 2 申出書の作成

区域指定を申し出る者は、事前協議の回答により区域指定可能とされたものについて、下記の申出書類を正本1部作成し、開発調整課に提出します。

また、併せて一般開発事業申請書又は小規模開発事業申請書の提出が可能となります。

### 【申出書類】

- |  |    |
|--|----|
| (1) 区域指定申出書（様式第3号）                           | 1部 |
| (2) 事前協議回答書（写し）                              | 1部 |
| (3) 区域指定計画書（別紙3【土地利用に関する計画】により作成）            | 1部 |
| (4) 指定予定区域を記載した案内図                           | 1部 |
| (5) 指定予定区域を記載した図面 15,000分の1（都市計画図）           | 1部 |
| (6) 指定予定区域を記載した図面 2,500分の1（部分図）用途地域          | 1部 |
| (7) 開発行為を行う土地利用計画図 500分の1以上                  | 1部 |
| (8) 上記（4）の図面に運用方針1 - （2）【区域指定に含まない区域】を記載したもの | 1部 |
| (9) 公図                                       | 1部 |
| (10) 土地の全部事項証明書                              | 1部 |
| (11) 土地権利者の同意書（印鑑証明含む）                       | 1部 |
| (12) その他市長が必要と認めるもの                          |    |

### **3 申出区域の確認**

開発調整課は、申出書類が個別協議の回答に基づいて適正に区域等が記載されているか確認します。

### **4 区域の決定**

開発調整課は、申出書類の確認後、一般開発事業協議締結後又は小規模開発事業確認書交付後に提出される都市計画法第29条開発許可申請時に、区域指定の告示を行います。

なお一般開発事業及び小規模開発事業の内容と申出書類、開発許可の申請内容に差異が生じないように整合を図ってください。

### **5 取り下げ**

区域指定を申し出た者が事前協議申請書、又は、申出書の提出後に計画廃止等が生じた場合は、開発調整課に申請取下書（様式第4号）を提出します。

### **6 区域指定の解除**

区域指定の解除を申し出る者は、区域指定解除申出書（様式第5号）に案内図、公図、土地権利者の同意書（印鑑証明含む）を添付して、開発調整課に提出します。

区域指定のフローチャート

